

## 豊幌地区デマンド型交通制度概要新旧対照表

要素	現 行	10月からの制度	補 足
①利用者側乗降場所	①豊幌花園町、豊幌美咲町、豊幌はみんぐ町の会員（予約者）の自宅前 ②JR豊幌駅前 ③豊幌地区センター ※豊幌の会員（予約者）は②③にて乗降する。	豊幌花園町、豊幌美咲町、豊幌はみんぐ町、 <b>豊幌</b> の会員（予約者）の自宅前	※豊幌（農村地区）においても自宅前乗降を可能とし、利用促進を図るもの。
②市街地側乗降場所	①江別市立病院                      ②2番通4丁目 ③江別市役所                        ④イオン江別店 ⑤JR野幌駅前                      ⑥イオンタウン江別 ⑦野幌公民館                        ⑧溪和会江別病院	①江別市立病院                      ②2番通4丁目 ③ <b>やまもと整形</b> ④江別市役所 ⑤ <b>谷藤病院</b> ⑥イオン江別店 ⑦ <b>野幌病院</b> ⑧イオンタウン江別 ⑨溪和会江別病院	※未利用者からのアンケート結果から、複数乗降場所として希望のあった医療機関を新たに追加し、新規会員の加入と利用促進を図るもの。 ※野幌公民館は利用が無かったため廃止。
③運 行 便	豊幌地区発→市街地着（出発時間） ① 8：00頃    ② 9：30頃    ③13：00頃 市街地発→豊幌地区着（出発時間） ④11：00頃    ⑤12：00頃    ⑥15：30頃 の往路3便、復路3便 計6便	豊幌地区発→市街地着（出発時間） ① 8：00頃    ② 9：30頃    ③13：00頃 市街地発→豊幌地区着（出発時間） ④11：00頃    ⑤12：00頃    ⑥ <b>14：00頃</b> ⑦ <b>15：00頃</b> ⑧ <b>16：00頃</b> の往路3便、復路 <b>5</b> 便 計 <b>8</b> 便	※通院利用が多いため、復路便を増やし利便性向上を図ることで利用促進を図るもの。 ※復路（帰りの）便については、1時間前までに連絡があれば、時間変更は可能。
④法令上の運行方法	道路運送法第21条第1項第2号に基づく実証運行	<b>道路運送法第4条の許可の内、一般乗合旅客運送事業に基づく運行</b>	※運行事業者である山崎自動車工業が一般乗合旅客運送事業の許可を取得したことから、特例許可である法第21条に基づく実証運行ではなく、法第4条に基づく正式運行にて、事業を継続する予定。

令和4年6月10日現在

## 豊幌地区におけるデマンド型交通運行事業 制度設計書（案）

## 1. 事業全体の概要

区 分	内 容
(1) 事業主体	所在地：江別市豊幌美咲町12番地の11 名 称：豊幌デマンド交通運営協議会 (豊幌両自治会連絡協議会内)
(2) 事業の目的	バス路線のない豊幌地区の高齢者等の通院、買物等を支援するため、持続可能な交通手段として乗合運送の運行を実施するもの。
(3) 事業の構成	① 会員制度の運営（会員の募集、登録、会費の徴収等） ② 乗合運送の運営（会員による利用、乗合運送の実施等） ③ ①②を運営するための人員配置、会計経理その他の業務 ④ その他当該事業を実施するうえで必要な業務
(4) 運行方法	上記(4)②における実際の乗合運送の運行は、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下「タクシー事業者」という。）へ業務委託することで実施する。
(5) その他	当該事業に必要な経費は、江別市が補助する。

## 2. 会員制度の概要

区 分	内 容
(1) 会員制度の趣旨	当該事業による乗合運送の運用の効率化や持続可能な交通手段構築のため、次のいずれかの目的により乗合運送を利用しようとする者を事前に会員として登録する。 ① 通院、入退院 ② 買物 ③ 公共施設、公共交通機関の利用（通勤・通学は除く） ④ ①②③により利用する者の付添 ⑤ その他（豊幌デマンド交通運営協議会として必要と認める場合）
(2) 会員登録対象者	豊幌地区（豊幌花園町、豊幌美咲町、豊幌はみんぐ町及び豊幌）に住所を有し、かつ次のいずれかに該当する者とする。 ① 60歳以上の者 ② 障がい者等 ③ ①②の者に付添する者 ④ その他（豊幌デマンド交通運営協議会として必要と認める者）

(3) 会員登録の方法、 会員証の交付	① 当該事業による乗合運送を利用しようとする者は、豊幌デマンド交通運営協議会へ事前に会員登録を申請する。 ② 豊幌デマンド交通運営協議会は、利用対象者であると判断したときは、当該申請者に対し、会員証を交付する。
(4) 会費	豊幌デマンド交通運営協議会は、会員登録の際に月額換算400円による年会費を徴収し、当該事業の財源に充てる。 (年額4,800円)

### 3. 運行制度の概要

区 分	内 容
(1) 法令上の運行方法	タクシー事業者が国土交通大臣から <u>道路運送法第4条の内、一般乗合旅客運送事業の許可を受けて運行する。</u>
(2) 運行を受託する タクシー事業者	上記1(4)によりに乗合運送の運行業務を受託するタクシー事業者は、次の者とする。 所在地：江別市東光町14番地の4 名 称：山崎自動車工業株式会社
(3) 運行形態	デマンド型、自由経路型、基本ダイヤ型
(4) 運行地域、 乗降場所	利用者側地区（乗降場所） 豊幌花園町、豊幌美咲町、豊幌はみんぐ町、 <b>豊幌</b> の会員（予約者）の自宅前 市街地側乗降場所 ①江別市立病院 ②2番通4丁目 ③ <b>やまもと整形</b> ④江別市役所 ⑤ <b>谷藤病院</b> ⑥イオン江別店 ⑦ <b>野幌病院</b> ⑧イオンタウン江別 ⑨溪和会江別病院
(5) 運行車両	会員（予約者）が4名まで乗ることのできる車両
(6) 運行日等	① 運行日は、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日の週5日。ただし、これに関わらず、祝日および12月29日から1月3日の期間（年末年始）は運行しない。 ② また、天候の急変等により、運行の安全に支障があるものと認められる日、時間は運行しない。
(7) 車両の表示	会員（予約者）等から豊幌地区デマンド型交通の運行車両であることが分かるよう、車両に表示する。

(8) 運行便	<p>1日8便（往路3便、復路5便）を設定し、会員から利用予約のある便を運行する。（乗合状況により発着予定時刻は前後する）</p> <p>① 往路（発着予定時刻）</p> <table border="1" data-bbox="534 369 1332 571"> <thead> <tr> <th></th> <th>豊幌地区発</th> <th>市街地着</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1便</td> <td>8：00頃</td> <td>8：30頃</td> </tr> <tr> <td>第2便</td> <td>9：30頃</td> <td>10：00頃</td> </tr> <tr> <td>第3便</td> <td>13：00頃</td> <td>13：30頃</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 復路（発着予定時刻）</p> <table border="1" data-bbox="534 660 1332 963"> <thead> <tr> <th></th> <th>市街地発</th> <th>豊幌地区着</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4便</td> <td>11：00頃</td> <td>11：30頃</td> </tr> <tr> <td>第5便</td> <td>12：00頃</td> <td>12：30頃</td> </tr> <tr> <td>第6便</td> <td><u>14：00頃</u></td> <td><u>14：30頃</u></td> </tr> <tr> <td>第7便</td> <td><u>15：00頃</u></td> <td><u>15：30頃</u></td> </tr> <tr> <td>第8便</td> <td><u>16：00頃</u></td> <td><u>16：30頃</u></td> </tr> </tbody> </table>		豊幌地区発	市街地着	第1便	8：00頃	8：30頃	第2便	9：30頃	10：00頃	第3便	13：00頃	13：30頃		市街地発	豊幌地区着	第4便	11：00頃	11：30頃	第5便	12：00頃	12：30頃	第6便	<u>14：00頃</u>	<u>14：30頃</u>	第7便	<u>15：00頃</u>	<u>15：30頃</u>	第8便	<u>16：00頃</u>	<u>16：30頃</u>
	豊幌地区発	市街地着																													
第1便	8：00頃	8：30頃																													
第2便	9：30頃	10：00頃																													
第3便	13：00頃	13：30頃																													
	市街地発	豊幌地区着																													
第4便	11：00頃	11：30頃																													
第5便	12：00頃	12：30頃																													
第6便	<u>14：00頃</u>	<u>14：30頃</u>																													
第7便	<u>15：00頃</u>	<u>15：30頃</u>																													
第8便	<u>16：00頃</u>	<u>16：30頃</u>																													
(9) 予約受付等	<p>① 予約受付窓口は、山崎自動車工業株式会社に置く。</p> <p>② 会員からの予約の締切時間は、当該便運行日の前日の17時とする。</p> <p>③ 予約には、電話、FAX等を使用する。</p>																														
(10) 同一便での増車	<p>1便あたりの会員の予約が、乗車定員4名を超える場合、同一便で1台まで増車する（8名まで予約受付可能）。</p> <p>ただし、当面の間は、コロナウイルス対策のため、乗車定員を1台3名までとし、3名を超えた場合、同一便で1台まで増車すること（6名まで予約受付可能）。</p>																														
(11) 運転手による会員の確認	<p>運行車両の運転手は、会員（予約者）が乗車する際に、上記2(3)の会員証を確認する。</p>																														
(12) 利用料（運賃）、運転手による徴収	<p>① 利用料（運賃）は、会員1人1乗車ごとに700円（一律）とする（割引制度等なし）。</p> <p>② 運行車両の運転手は、会員（予約者）が降車する際に、①の利用料（運賃）を徴収する（現金支払いのみ）。</p>																														
(13) 事故対応	<p>事故が起きてしまった場合は、山崎自動車工業株式会社がタクシー事業者として必要な事故対応を行うとともに、豊幌デマンド交通運営協議会へ速やかに事故、対応の状況等を報告する。</p>																														
(14) 運行実績報告	<p>山崎自動車工業株式会社は、運行実績を1日ごとに記録し、豊幌デマンド交通運営協議会へ報告する。</p>																														

# 運行区域図

